

非化石証書トラッキング実証実験 質問&回答

番号	質問	回答
1	トラッキング付非化石証書がRE100に適合するかどうか、改めてRE100事務局に確認する必要はありますか。	既に確認済みであり、改めての確認は必要ありません。
2	小売事業者がトラッキング付非化石証書を使ってPRする際、証書に対する第三者機関の認証は必要でしょうか。	トラッキング付非化石証書は国が認証しているため、第三者機関の認証は必要ありません。
3	資料14ページ、4/8～12の参加登録について、予定証書購入量の入力欄がありますが、参加登録時点で未確定の場合、予定証書購入量の入力はどうすればよいのでしょうか。	事務局側の参考情報のため、大まかな数字で構いません。
4	資料25ページ、取り置かれた属性情報の総量以上を落札することが求められていますが、将来的に非化石証書オークションで落札できなかった場合はどうなりますか。	現時点では、特にペナルティの対象とすることは想定しておりません。
5	参考情報として、購入予定需要家名は必ず記入しなければならないのでしょうか。	記入は任意です。需要家の要望に従って申請をお願いいたします。
6	RE100への適合について。例えば、石炭火力の電気とトラッキングされた非化石証書を組み合わせても、RE100への適合については問題ないでしょうか。	RE100事務局の判断によります。
7	小売事業者が発電事業者に金銭を払って個別合意することは、当事者間で合意があれば問題ないでしょうか。	小売事業者はJEPXを通してすでに対価を払っており、追加的にお金が発生することは想定しておりませんが、各事業者間での合意があれば問題ありません。
8	FIT法改正前の設備建設時点では、旧一般電気事業者による小売買取しか選択肢がなかったのですが、他の新電力に非化石価値を売りたい要望が出てきたときには、対応することはできるのでしょうか。	送配電買取に切り替えれば自由に証書の割当が可能となります。それをせずに小売買取のまま、証書を他の事業者に割り当てることは、需要家の混乱を招く可能性があるため、慎重に対応させていただきたいと考えております。
9	前回の実証実験で、送配電買取で市場流しという認識で個別合意による申請をしたら、旧一般電気事業者による小売買取であることが判明したことがあったのですが、事前に発電設備の状態を簡便に確認する方法はないのでしょうか。	各発電事業者において直接買取事業者への確認が必要となります。参加登録のあった設備については、属性情報の整理をする際に事務局において買取先の確認をしますが、参加登録以前に個別の設備について買取先の確認を事務局において行うことはしない旨、ご了承いただきたいと考えております。
10	JEPX上で同時にトラッキング付非化石証書を購入したいのですが、今後の実証実験の方針としてそのような方向にはならないのでしょうか。	JEPX上で発電設備ごとの商品を作ることとなりますが、システム上での対応等も必要となるため、少なくとも今年度の実証期間中の対応は想定しておりません。
11	資料14ページ、赤字で「九州または東京エリア」のみ受電地点特定番号が必要とありますが、どのような背景があるのでしょうか。	送配電買取設備のうち、個別合意または先着順区分で登録をしているが、実際には再エネ特定卸供給契約が結ばれていたケースがないか、事務局側で確認するために取得いたします。なお、九州・東京以外のエリアは設備IDだけで把握可能なため、受電地点特定番号の入力は省略することが可能です。